

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする陳述者ではありません。			
<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
買受申出人(個人)	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名	(印)	
	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年 月 日	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人が法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)の法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地	〒	
	法人の名称		
	代表者氏名	(印)	
	役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 代表者	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年 月 日	
2	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年 月 日	
3	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年 月 日	
4	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年 月 日	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月13日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 中 村 和 裕

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月28日 午前 9時00分から 令和 8年 6月 5日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月11日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月24日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8年 5月13日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 茨木市北春日丘三丁目
地 番 91番79
地 目 宅地
地 積 130.42平方メートル
- 2 所 在 茨木市北春日丘三丁目91番地79
家屋 番号 91番79
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 68.63平方メートル
2階 60.09平方メートル
- (現況)
- 床 面 積 1階 約72.23平方メートル
2階 60.09平方メートル
- (附属建物)
- 符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 19.26平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 1月13日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 塙 阪 靖 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Aが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物件目録

- 1 所在地 茨木市北春日丘三丁目
地番 91番79
地目 宅地
地積 130.42平方メートル
- 2 所在地 茨木市北春日丘三丁目91番地79
家屋番号 91番79
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 68.63平方メートル
2階 60.09平方メートル
- (現況)
- 床面積 1階 約72.23平方メートル
2階 60.09平方メートル
- (附属建物)
- 符号 1
種類 車庫
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積 19.26平方メートル



令和7年(ケ)第335号
令和7年10月23日受理
令和 年 月 日提出
7.12.10

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 平 島 武 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 茨木市北春日丘三丁目
地 番 91番79
地 目 宅地
地 積 130.42平方メートル
- 2 所 在 茨木市北春日丘三丁目91番地7.9
家屋 番号 91番79
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 68.63平方メートル
2階 60.09平方メートル
- (附属建物)
- 符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 19.26平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	茨木市北春日丘3丁目6-23														
土地	物件1														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)														
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)														
その他の事項	「その他の事項」のとおり														
建物	物件2														
種類、構造及び床面積の概略	<input type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる(<input checked="" type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input checked="" type="checkbox"/> 床面積: 1階 約72.23㎡														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>			{	種類:		構造:		床面積:						
{	種類:														
	構造:														
	床面積:														
占有者及び占有状況	<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居・車庫として使用している <input checked="" type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)														
その他の事項	「その他の事項」のとおり														
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>令和</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[地方裁判所	支部	令和	年()第	号		保管開始日	令和	年	月	日
[地方裁判所	支部	令和	年()第	号										
	保管開始日	令和	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件2関係)	
占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> A
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input checked="" type="checkbox"/> 車庫
<input checked="" type="checkbox"/> 関係人(<input checked="" type="checkbox"/> A(占有者) <input type="checkbox"/> ())の陳述 / <input type="checkbox"/> 提示文書()の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input checked="" type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>
占有開始時期	平成20年6月16日頃
最初の契約日	年 月 日
契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等貸主	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
当事者借主	<input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) <input type="checkbox"/> 前払 (分 円) <input type="checkbox"/> 相殺 (分 円)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札 Aの姓
- (2) 郵便受け 表札と兼ねる

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を概測したところ、形状は概ね建物図面（各階平面図）のとおりであり、公簿面積と概ね一致するものと思われる。
- (2) 目的土地は、丘陵地に所在しており、主たる建物の敷地部分について、南側道路との間に3メートル程度の高低差が見られる。
- (3) 目的土地は、建築基準法上の道路に接面している。
- (4) 目的土地の南側擁壁に亀裂がある。

3 目的建物（主たる建物）の現況について

- (1) 形状は、概ね間取略図のとおりである。1階北東部分に増築部分がある。
- (2) 目的建物は、軒下や外柱の損傷、天井の水漏れ跡等の損傷が散見されるほか、経年相当の劣化、損耗が認められる。
- (3) 目的建物内部には、家財道具、日用品等の動産類が存在する。

4 目的建物（附属建物）の現況について

- (1) 形状は、概ね間取略図のとおりである。
- (2) 目的建物は、経年相当の劣化、損耗が認められる。
- (3) 目的建物内部には、日用品等の動産類が存在する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (債務者兼所有者の母)	<ol style="list-style-type: none"> 1 目的建物には、私と家族が住んでいます。債務者兼所有者は、住んでいません。 2 目的建物を使用するに当たり、債務者兼所有者との間には何らの契約や合意もありませんし、家賃の支払いもありません。 3 目的建物の北東部分には、増築の時期ははっきりしませんが、登記されていない増築部分があります。 4 目的建物には傷みが多く、屋根瓦や外壁の損傷があると聞いています。1階台所の天井の水漏れ跡は、2階の配管から漏れたもので、一応の修繕はしていますが、今後いつ再発するかは分からないと言われていました。2階の天井の雨漏りのような跡については、雨漏りかどうかは分かりませんが、何らかの水漏れがあったのだと思います。 5 目的建物の1階和室で、18年位前に不自然死がありました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年10月23日 14:25-14:40	大阪法務局北出張所	公図等調査
7年10月23日 15:55-16:00	中之島図書館	物件確認
7年10月24日 9:00-9:15	茨木市役所	道路、建築確認及び課税関係調査
7年10月24日 11:20-11:30	物件所在地	物件及び占有確認(不在)、照会書投函
7年10月27日	執行官室	照会書送付(債務者兼所有者)
7年10月31日 12:30-12:40	物件所在地	在宅要請、債務者兼所有者の母と面談
7年10月31日	執行官室	照会書送付(関西電力送配電)
7年11月14日 13:20-14:00	物件所在地	立入調査(評価人帯同)、債務者兼所有者の母と面談
7年11月27日 13:30-13:40	物件所在地	立入調査(前回解錠できなかった車庫のみ)、債務者兼所有者の母と面談
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

登記年月日：平成6年11月24日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和7年10月23日

大阪法務局北出署所

登記官

(7枚目)

各階平面図

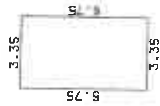
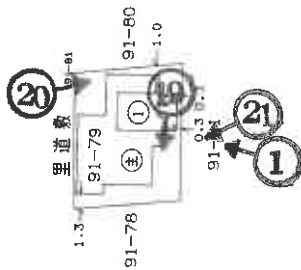
家屋番号 91-79

建物の所在 茨木市北春日丘三丁目91番地79

建物図面

61124

6.11.24



附属建物第1号

A4判に縮小
(←写真撮影場所・方向)

求積表

$5.75 \times 3.35 = 19.2625$
合計 19.2625
床面積 19.26 m^2

作製者

6年11月16日(作製)

縮尺 1/250

申請人

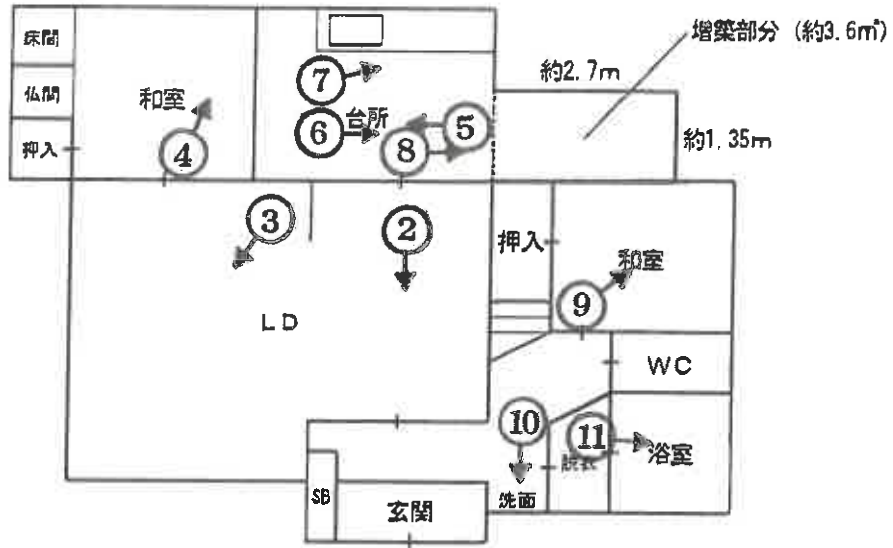
縮尺 1/500

3046279

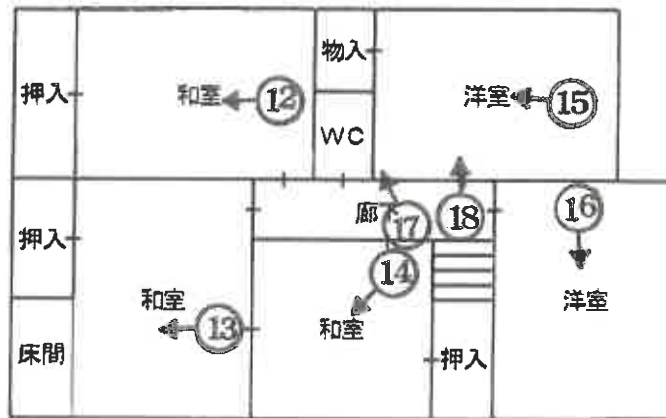
請求番号：60-11

間取略図

【1階】



【2階】



【付属建物符号1】



(●○写真撮影場所・方向)





①

目的建物（主たる建物）

目的建物（附属建物）



②



③



④



⑤



⑥

天井の水漏れ跡



⑦



⑧

1階増築部分



⑨



⑩



⑪



⑫

(12 枚目)



⑬



⑭



⑮



①⑥



①⑦

雨漏り跡と思われる
痕跡



①⑧

扉の損傷



①9

軒下の損傷



②0

柱の損傷



②1

擁壁の亀裂



22

附属建物（車庫）
の内部

求 意 見 書

中 野 聡 殿

令和 8年 3月 26日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 塙 阪 靖 子

別紙物件目録記載の不動産につき、売却基準価額を、別紙のとおり変更することについて、意見を求めます。

本書面を受け取った日から15日以内に、下記欄に記載をして提出してください。

意 見 書

売却基準価額の変更は、

- ① 相当である。
- ② 不相当である。

「
|
|
|
」

(3) その他

「
|
|
|
」

「
|
|
|
」

「
|
|
|
」

令和 8年 4月 5日

評価人

中野 聡

印



物 件 目 録

1 所 在 茨木市北春日丘三丁目
地 番 9.1番79
地 目 宅地
地 積 130.42平方メートル

2 所 在 茨木市北春日丘三丁目9.1番地79
家屋 番号 9.1番79
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 68.63平方メートル
2階 60.09平方メートル

(附属建物)

符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 19.26平方メートル



令和7年（ケ）第335号

令和7年11月14日 現地調査

令和7年12月10日 評価

・大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

中野 聡

第1 評価額

一括価格	
金 11,100,000円	
内訳価格	
物件1	金 4,660,000円
物件2	金 6,440,000円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況																				
1	所在地 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	同左																				
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積 (附属建物) 符号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり																				
番号	特記事項																						
2	<p>登記面積と現況面積との相違は下記の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(現況面積)</th> <th>(登記面積)</th> <th>(増築面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1F</td> <td>約72.23㎡</td> <td>68.63㎡</td> <td>約3.6㎡</td> </tr> <tr> <td>2F</td> <td>60.09㎡</td> <td>60.09㎡</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>附属</td> <td>19.26㎡</td> <td>19.26㎡</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約151.58㎡</td> <td>147.98㎡</td> <td>約3.6㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>現地での概測のため、確定的な数量に関しては専門家による調査等を要する。</p>				(現況面積)	(登記面積)	(増築面積)	1F	約72.23㎡	68.63㎡	約3.6㎡	2F	60.09㎡	60.09㎡	—	附属	19.26㎡	19.26㎡	—	計	約151.58㎡	147.98㎡	約3.6㎡
	(現況面積)	(登記面積)	(増築面積)																				
1F	約72.23㎡	68.63㎡	約3.6㎡																				
2F	60.09㎡	60.09㎡	—																				
附属	19.26㎡	19.26㎡	—																				
計	約151.58㎡	147.98㎡	約3.6㎡																				

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 東海道本線 茨木駅 北西方 道路距離 約2,900m 近鉄バス 春日丘公園停留所 北西方 道路距離 約400m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中規模一般住宅を中心とする住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種低層住居専用地域
	建ぺい率	50%
	容積率	100%
	防火規制	建築基準法第22条区域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域、高度地区(第1種)、絶対高さ(10m)、壁面後退、日影規制等
画地条件	規模	130.42㎡
	形状	ほぼ長方形
	間口・奥行	間口約12.5m(南側)・奥行約10.5m
	高低差等	南側は道路より約3m高位
接面道路の状況	南側	幅員約4m市道(建築基準法第42条1項1号道路)
	北側	幅員約10m市道(建築基準法第42条1項1号道路)
	接道状況	二方路
土地の利用状況等	現況	一般住宅、車庫の敷地
	東側	一般住宅
	西側	併用住宅
	南側	道路
	北側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	<small>(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</small>	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性の有無について、土地の閉鎖登記簿謄本、過去の住宅地図等からの土地利用履歴調査を行ったところ、汚染物質を使用していた形跡は認められなかった。価格形成への影響は少ないと考えられるが、詳細は不明である。確実な情報を得るには、専門家による土壌調査等を要する。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・西側隣接建物の看板類が一部はみ出している可能性がある。 ・西側隣接建物に係る下水配管が連結されている可能性があるとのこと(担当部局等への確認を要す。) ・擁壁部分に亀裂あり。 	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	(登記記載) 昭和51年4月10日新築
	経過年数	約50年
	経済的残存耐用年数	約5年 と判定
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタル等
	内 壁	クロス貼、塗り壁等
	天 井	ボード張、合板等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気、給排水設備等
	その他	特になし
床面積（現況）	延 約151.58㎡ 増築あり	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅・車庫
	間取り	7LDK+車庫
品 等	普通程度	
保守管理の状態	壁面、床等に汚れ、損傷、変色(雨漏り跡)等が認められた。保守管理状況はやや劣る。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備機器の動作については未確認。 ・ 建築確認あり、検査済証なし。 ・ 目視の限度において、有害物質（アスベスト含有建材等）使用の有無等は不明である。建築年・構造等からそのリスクを否定できない（詳細は専門機関による調査を要す。）。 ・ 附属建物：鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、車庫、19.26㎡。 ・ 動産類が多く見られた。 ・ 事故物件であるとのこと。 ・ 基準建ぺい率、基準容積率を超過している可能性がある。 	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地等の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	150,000	1.00	130.42	0.85	16,629,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 茨木(府)-9

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 164,000\text{円}/\text{m}^2 & \times 101.3/100 & \times 100/100 & \times 100/111 & = 150,000\text{円}/\text{m}^2 & \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
	1.01	1.05	1.05	1.00	1.11

イ 個別格差：	接面・方位※1	規模	形状	その他※2	総合 (相乗積)
	1.05	1.00	1.00	0.95	1.00

※1 二方路

※2 高低差

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	210,000	約151.58	0.10	3,183,000

ウ 現価率

経過年数 約50年

経済的残存耐用年数 約5年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率}5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数}5\text{年} / (\text{経過年数}50\text{年} + \text{経済的残存耐用年数}5\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \\ &= 0.10 \end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性、内部・外部の保守状況等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
		イ	イ	
1	16,629,000	0.50	法定地上権	8,315,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ]
							キ
1	16,629,000	- 8,315,000		0.80	0.70		4,660,000
2	3,183,000	+ 8,315,000	1.00	0.80	0.70	0	6,440,000
一括価格 (合計)							11,100,000

ウ 占有減価

本件の場合不要と判断。

エ 市場性修正

アスベスト含有建材使用の可能性、建物品等（事故物件等）による需要の減退を考量した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価（敷金等）

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価調査 茨木(府)-9

所 在 : 茨木市南春日丘2丁目49番16 「南春日丘2-7-24」
価 格 : 164,000円/m²
位 置 : JR東海道本線 茨木駅 西方 約2000m (道路距離)
価格時点 : 令和7年7月1日
地 積 : 240m²
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 北側約6m市道
用途指定等 : 第1種低層住居専用地域(建ぺい率50%, 容積率100%), 高度地区
地域の概要 : 中規模一般住宅が多い丘陵地の閑静な住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 11,750,842 円
物件2 : 2,126,978 円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 間取略図

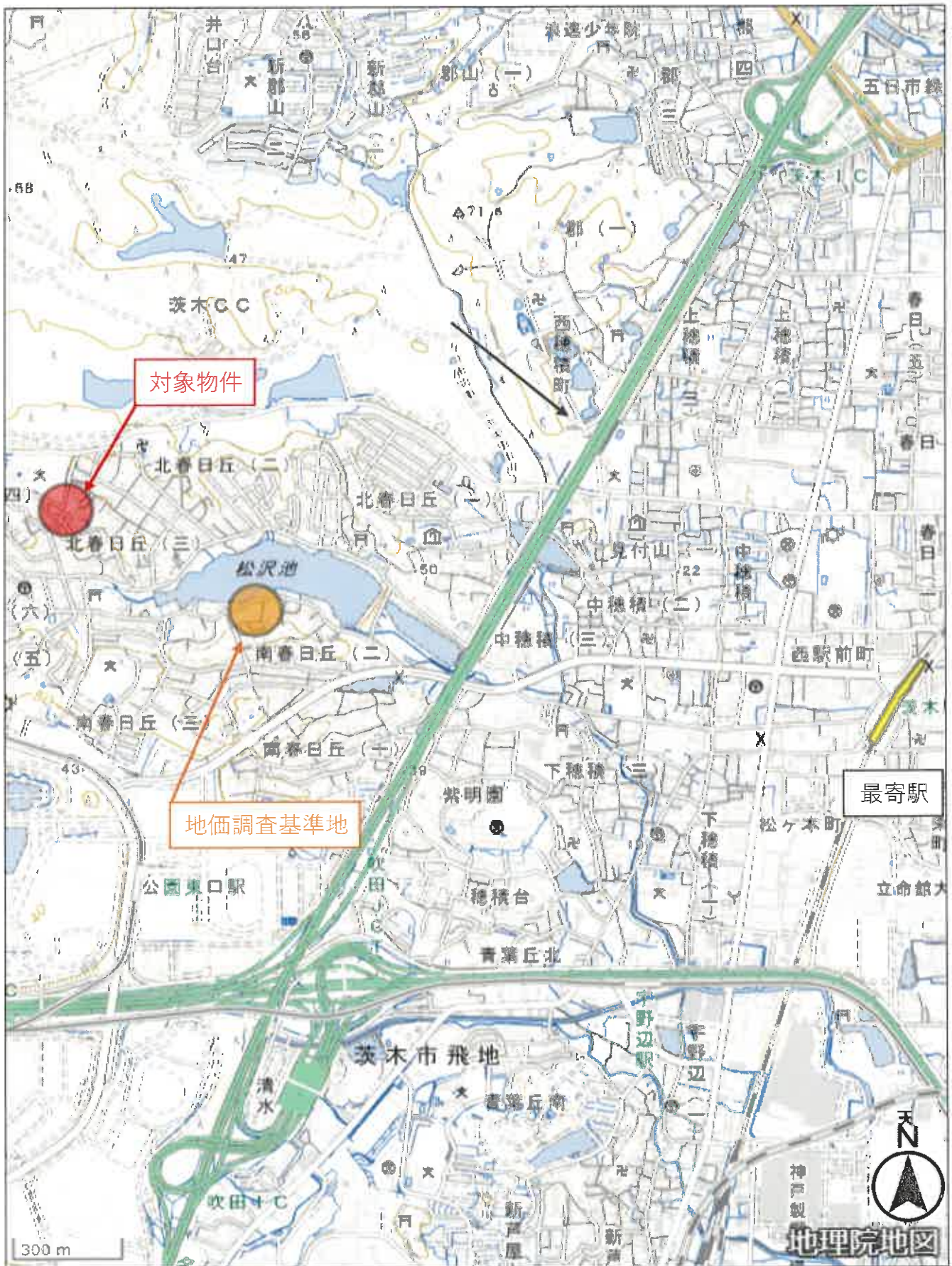
以 上

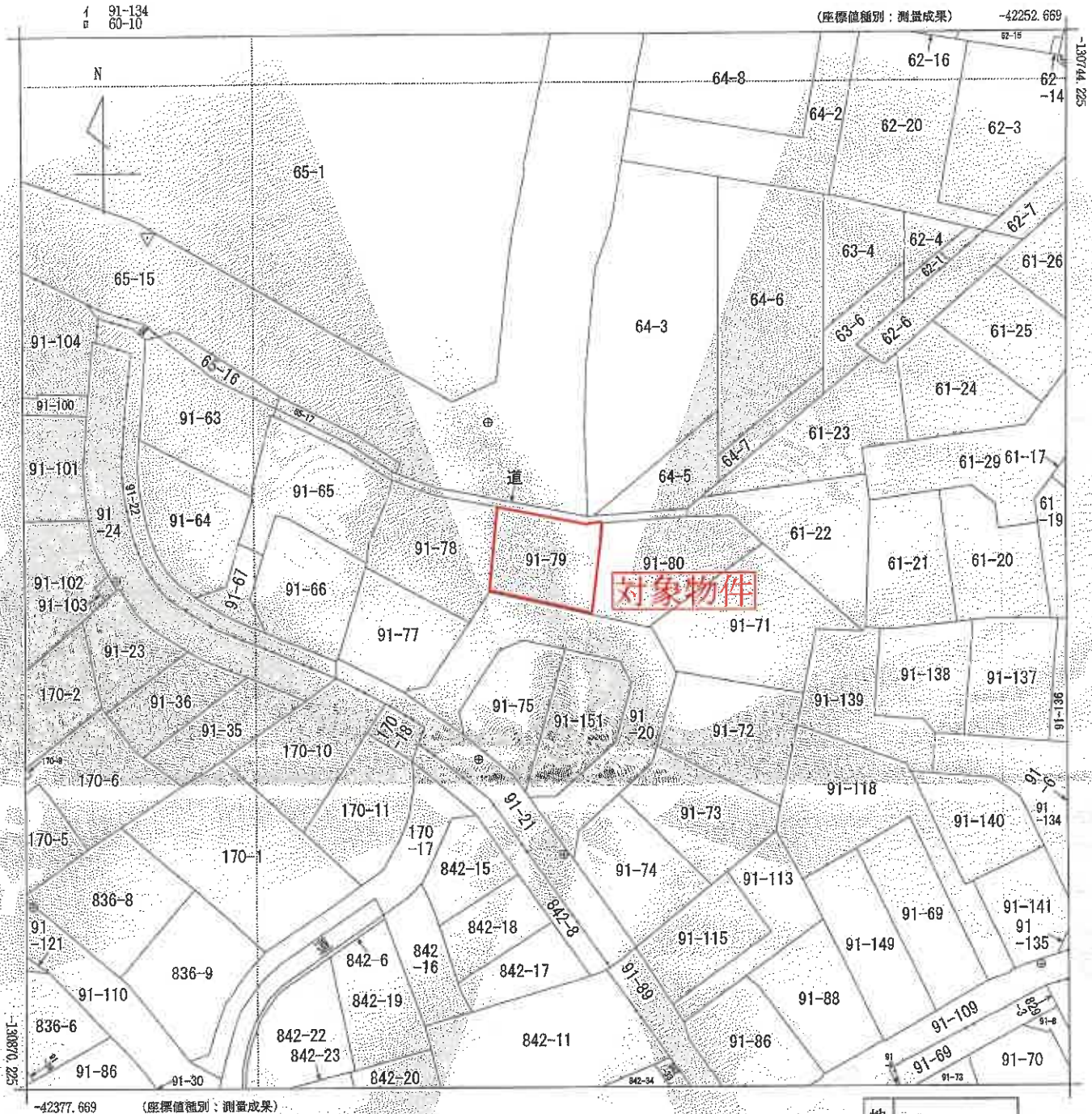
物 件 目 録

- 1 所 在 茨木市北春日丘三丁目
地 番 91番79
地 目 宅地
地 積 130.42平方メートル
- 2 所 在 茨木市北春日丘三丁目91番地79
家屋 番号 91番79
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 68.63平方メートル
2階 60.09平方メートル
- (附属建物)
- 符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 19.26平方メートル



位置図





地番区域見出
北春日丘
3丁目
北春日丘
4丁目
北春日丘
4丁目

請求部分	所在 茨木市北春日丘三丁目		地番 91番79						
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)	種類	法務局作成地図
作成年月日	令和6年2月12日		備付年月日(原図)	令和6年2月13日		補事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年7月2日
大阪法務局北大阪支局
登記官

請求番号：26-1
(1/1)



登記年月日：令和6年2月13日

地積測量図

地番 91-79
土地の所在 茨木市北春日丘三丁目

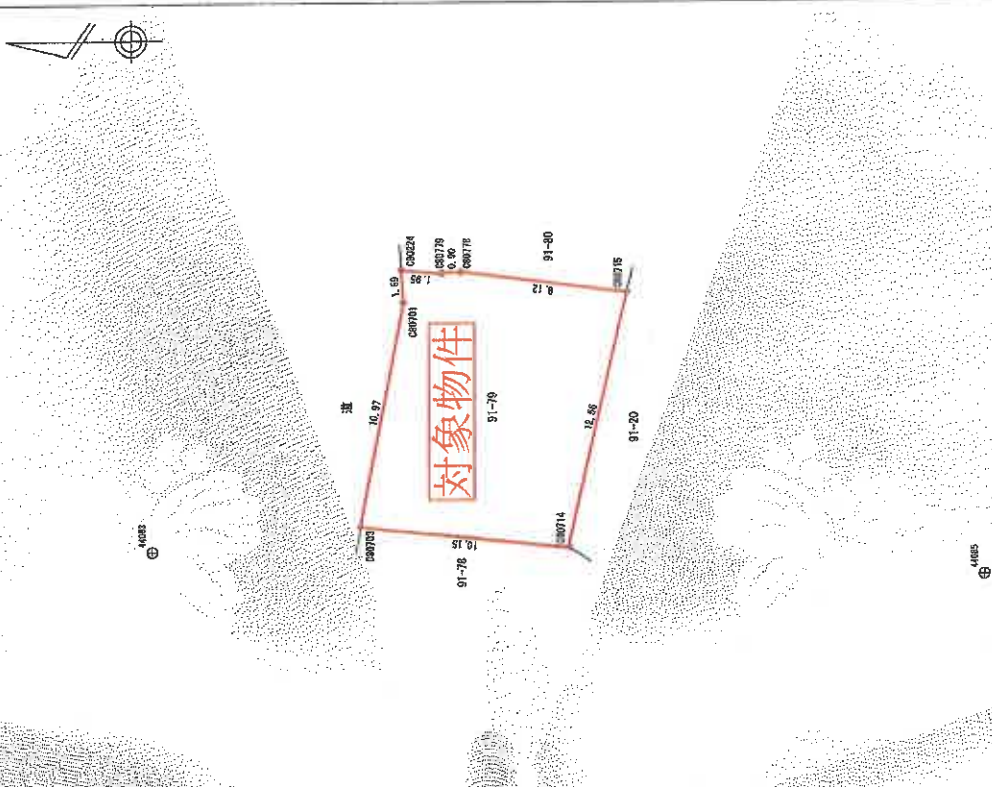
求積表

測点番号	X座標	Y座標	辺長 (m)	積算
C8071	130810.865	-42321.877	10.19	1.19
C8070	130800.769	-42310.826	10.97	1.19
C8076	130802.877	-42310.052	1.59	1.59
C80224	130802.772	-42308.462	1.95	1.95
C8079	130804.718	-42308.649	0.90	0.90
C8078	130805.624	-42308.607	8.12	8.12
C80715	130813.681	-42309.628	12.56	12.56
合計				260.8493770
面積				130.4246885

公式 $A = (1/2) \sum X_n Y_{n+1} - Y_n X_{n+1}$

基点座標値

基点番号	X座標	Y座標	座標値
44083	130780.659	-42321.876	0.889922
44085	130830.945	-42323.367	0.999922



大坂法務局
計画機関
不動産登記法第14条第1項地図作成作業
縮尺 1/250

作成者
測量年月日 令和5年9月7日
(令和6年1月10日作成)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月2日 大坂法務局北大阪支局 登記官

登記官

請求番号：26-2

A4判に縮小

登記年月日：昭和59年6月7日

各階平面図

家屋番号 9/一79

建物図面 S.59.6.7

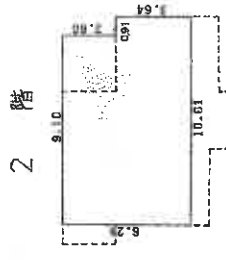
建物の所在 表木市北春日丘三丁目9番地79

対象物件



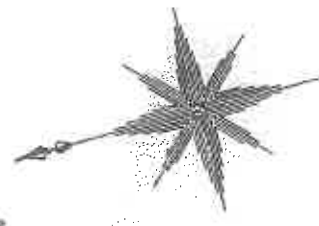
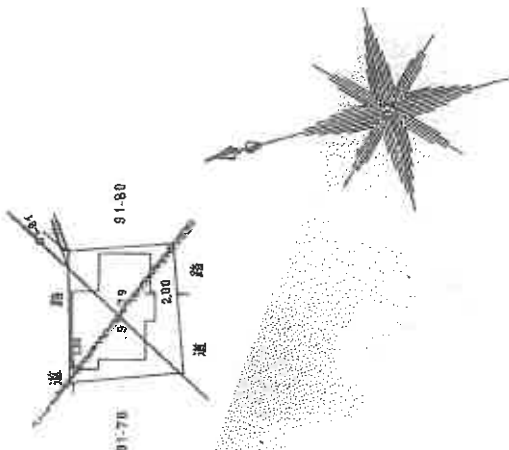
床積表

0.91 X 2.60	=	2.3660
3.64 X 7.15	=	26.0260
2.73 X 8.06	=	22.0038
3.64 X 5.01	=	18.2364
合計		68.6322
床面積		68.63 ㎡



床積表

9.10 X 6.24	=	56.7840
0.91 X 3.64	=	3.3124
合計		60.0964
床面積		60.09 ㎡



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(昭和59年6月6日作成)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月2日 大阪府北大阪支庁

登記官

請求番号：26-4

登記年月日：平成6年11月24日

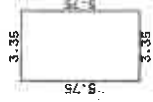
各階平面図

建物図面

6.11.24

家屋番号	91-79
建物の所在	茨木市北春日丘三丁目91番地79

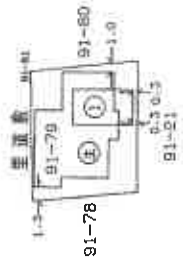
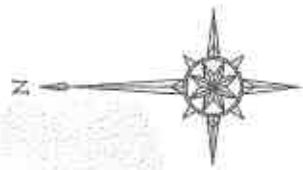
対象物件



階床建物第1号

求積表

5.75 x 3.35 =	19.2625
合計	19.2625
床面積	19.26 m ²



作製者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

平成 6 年 11 月 16 日(作製)

3046279

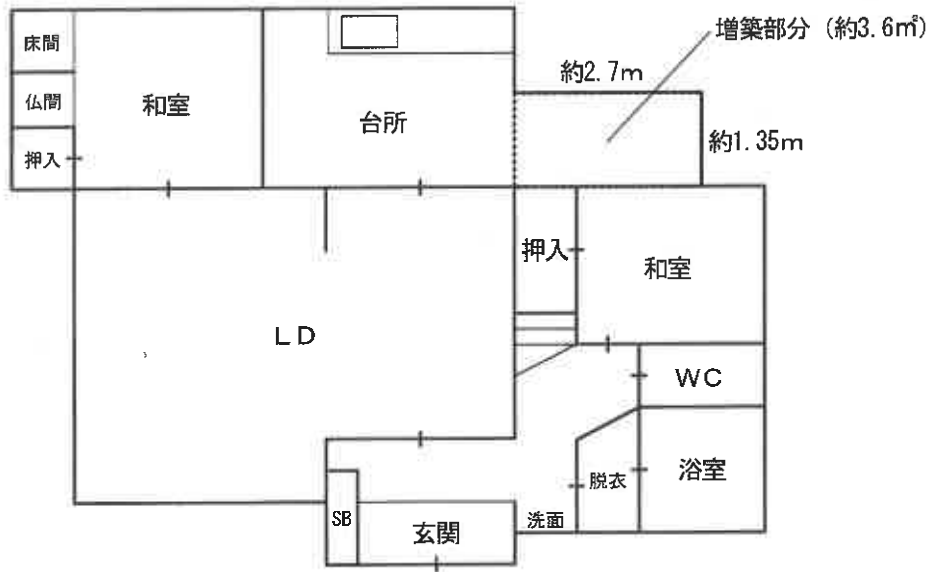
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月2日 大阪法務局北大阪支局 登記官

請求番号：26-3

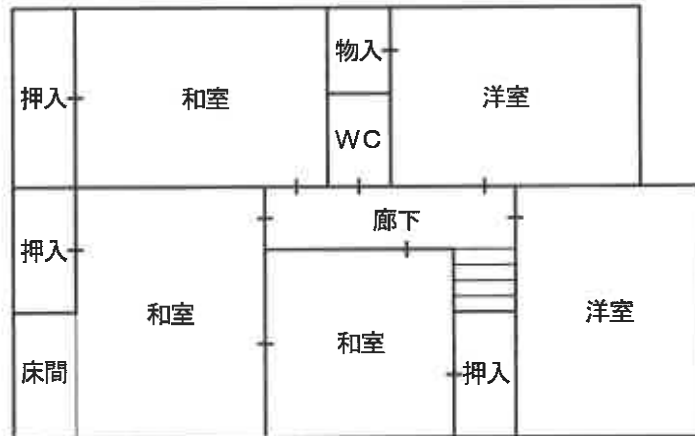
A4判に縮小

間取略図

【1階】



【2階】



【付属建物符号1】

